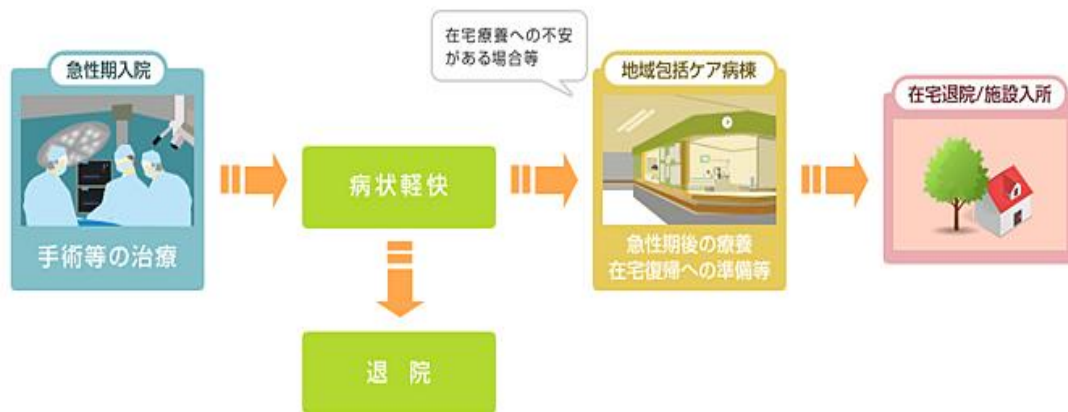


「地域包括ケア病棟」 開設のご案内

急性期治療を経過し、病状が改善・安定したものの、諸事情により退院に不安のある患者さんが、円滑かつ安心して在宅復帰ができるよう、4階西病棟（48床）を平成28年7月より「地域包括ケア病棟」として開設します（「療養病棟」からの変更）。



「地域包括ケア病棟」の大きな特徴は「在宅復帰支援を行う」病棟であるということです。病棟スタッフには医師、看護師、看護補助者のほか、理学療法士、社会福祉士を配置し、「地域包括ケア病棟入院診療計画書」に基づき、必要とされる医療は継続しながら、在宅復帰に向けて主に以下の医療・サービスを提供します。

- 入院中に運動機能が低下した方へのリハビリテーション。
- 介護が必要とされる方への介護保険申請手続き等の支援。
- 自宅退院が困難な方に対する施設（老人ホーム等）入所に向けた各種手続き等の支援。

入院される皆様へ

- 病状が改善・安定し、上記の医療・サービスの提供が必要であると医師が判断した場合に「地域包括ケア病棟」へ転棟していただきます。
- 「地域包括ケア病棟」における入院期間は最長60日ですが、場合により長期の療養を要する方につきましては61日以降も継続して入院は可能です。
- 入院費について、負担上限は一般病棟と同じです。
- 65歳以上の方は食事標準負担額の変更及び居住費の別途負担がありません（現行どおり）。